



交通安全情報

R7.3

第 11 号

函館中央警察署



異動時期です！

安全運転管理者が代わる事業所は 「改任」等の届出を！！



- 1 安全運転管理者等が代わる～「改任」
- 2 事業所の名称や住所、代表者が変更～「変更」

各種届出は、事実発生後速やかに行いましょう。
令和4年1月から電子申請による届出も可能となっています。

届出の様式や電子申請の詳細は、北海道警察ホームページをご覧ください。

「解任」の届出も速やかに行いましょう！



～解任理由の例～

- ・ 事業所の車両台数5台未満に減少時
- ・ 事業所の閉業時

※ 事業所の車両台数が5台未満に減少し、解任の手続きを行った後、新たに車両が増え、5台以上となった場合は速やかに選任の届出をお願いします。

4月からは特に新入社員に対する 交通安全の教養の実施もお願いします！

不明点は交通第一課企画係まで 電話0138-54-0110(内線412)